

特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人浜松男女共同参画推進協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を静岡県浜松市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、すべての人が性別にかかわりなく個人として尊重され、自らの意思により個性と能力を十分に發揮することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本協会は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動（別表第10号）
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動（別表第1号）
- (3) 社会教育の推進を図る活動（別表第2号）
- (4) まちづくりの推進を図る活動（別表第3号）
- (5) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動（別表第4号）
- (6) 環境の保全を図る活動（別表第5号）
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動（別表第8号）
- (8) 国際協力の活動（別表第9号）
- (9) 子どもの健全育成を図る活動（別表第11号）
- (10) 情報化社会の発展を図る活動（別表第12号）
- (11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動（別表第15号）
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動（別表第17号）

(事業)

第5条 本協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 男女共同参画推進に関する事業
 - ② 浜松市男女共同参画推進センターの管理運営
 - ③ その他協会の目的を達成するために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ① 物品販売事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 本協会の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

(1) 正会員

この目的に賛同して入会した女性・男性

(2) 賛助会員

この目的に賛同して活動に協力する個人等

(入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

(1) 本協会の目的を理解し、賛同する者

2 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときはその資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決によりその会員を除名することができる。

(1) 法令及びこの定款等に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 本協会の運営に支障を及ぼすと認められたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第11条 既に納入した拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種別及び定数)

第12条 本協会に次の役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 2人以上5人以下

(3) 理事（理事長、副理事長を含む。）5人以上20人以下

(4) 監事 1人以上2人以下

（役員の選任等）

第13条 理事は、理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事又は本協会の職員を兼ねることができない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、本協会の役員になることができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

（役員の職務）

第14条 理事長は、本協会を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌握し、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本協会の業務の執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本協会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本協会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本協会の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（役員の任期等）

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、役員は、再任されることができる。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の欠員補充）

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事は理事会で、監事は総会の議決により、その役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(評議委員会)

第19条 本協会に評議委員会を置くことができる。

2 評議委員会の委員は、知識経験者のうちから理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

3 評議委員会は、理事長が招集する。

4 評議委員会は、理事会の諮問に応じるほか、理事長に対し意見を述べることができる。

(事務局)

第20条 本協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長及びその他の職員を置き、理事長がこれを任免する。

3 事務局の組織及び管理に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第21条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、本協会の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び收支予算の決定

(4) 事業報告及び收支決算

(5) 監事の選任又は解任、役員の職務

(6) 前各号のほか、理事会より付議された事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、監事が招集する臨時総会を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画、既定予算の追加変更

- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 役員の報酬
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (7) その他、本協会の運営に関する重要な事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面等により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第7章 運営組織

(運営委員会)

第39条 本協会に、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、法人の事業を執行する。
- 3 運営委員会の委員は、理事のうちから理事長が委嘱する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第41条 本協会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 本協会の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 本協会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第44条 本協会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本協会の年度当初の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

- 2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算経過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることが

できる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 本協会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第50条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 本協会は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産

(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により本協会が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 本協会が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第53条 本協会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、浜松市に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 本協会が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 本協会の公告は、本協会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 11 章 雜則

(細則)

第 56 条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、本協会の成立の日から施行する。
- 2 本協会の設立当初の役員は、第 13 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、理事に関しては本協会の設立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとし、監事については次年度の最初の総会の日までとする。
- 3 本協会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、法人の成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。

附 則 (平成 17 年 7 月 5 日総会議決)

この定款は、平成 17 年 10 月 14 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 6 月 26 日総会議決)

この定款は、平成 19 年 10 月 11 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 6 月 24 日総会議決)

この定款は、平成 21 年 10 月 6 日から施行する。

(別紙)

設立当初の役員

役職名	氏名
理事長	龍口伸子
副理事長	林司朗
副理事長	壽山和子
副理事長	鈴木隆博
副理事長	井出あゆみ
常務理事	鈴木靖子
理事	今村和子
理事	内田美代子
理事	押田ちよ子
理事	片桐恒子
理事	片田聖子
理事	加藤安
理事	粉川隆夫
理事	柴泰正
理事	鈴木章司
理事	高塚直彦
理事	高橋一哲
理事	竹林昇
理事	田山郁夫
理事	土屋京子
理事	豊田英二
理事	畠すみ子
理事	鈴木たみゑ
監事	平野新太郎